

長岡市内の福祉輸送サービス

1. 福祉有償運送【長岡市福祉総務課 TEL39-2217】

対象者：単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難な方
(要介護・要支援者、身体障害、知的障害、精神障害等により単独での移動が困難な方)

実施主体：NPO 法人ドリーム、NPO 法人夢ながおか

事業概要：NPO 法人がタクシー料金のおおむね 2 分の 1 の料金で運送

2. 障害者タクシー利用券の交付【長岡市福祉課 TEL39-2343】

対象者：身体障害者手帳（1～2級）所持者、下肢不自由3級・体幹不自由3級・脳原性移動機能障害3級・内部機能障害3級の手帳所持者、療育手帳（A）所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

事業概要：30枚綴りの500円券を配付（15,000円分）

3. 障害者自動車燃料費助成制度【長岡市福祉課 TEL39-2343】

対象者：タクシー券対象者のうち、タクシー券を利用していない方

事業概要：1年度当たり15,000円を上限に燃料費を助成

4. ほほえみ号（リフト付き福祉バス）の運行【長岡市福祉課 TEL39-2343】

対象者：車いすを使用している方または単独での移動が困難な方を含む5人以上のグループ・団体（事前登録制）

事業概要：バスによるグループでの無料輸送サービス

5. 重度身体障害者移動支援事業（ハート・カー）

【長岡市社会福祉協議会 TEL94-5588】

対象者：身体に重度の障害があり、常時車いすを使用している方や介助を受けずに歩行することが困難な方

事業概要：燃料費負担の輸送サービス

6. 福祉送迎サービス事業【長岡市社会福祉協議会 TEL33-6000】

対象者：①単独での移動及び単独での公共交通機関の利用が困難な方

(要介護・要支援者・事業対象者、身体障害、知的障害、精神障害等により単独での移動が困難な方)

②高齢者のみの世帯または同居家族がいる日中高齢者のみの世帯で、かつ住民税非課税世帯であり、自家用車を所有していないため医療機関へ通院するのが困難な方

実施主体：地区社会福祉協議会・地区福祉会

※ 各地区の実施の有無については、上記の連絡先に確認ください。

事業概要：医療機関への通院送迎を目的としたサービス（無料）

※ 各サービスの詳細については、担当課までお問い合わせください。

7. 福祉タクシー

車いすや寝台が必要な方々の通院等の外出に、リフト、スロープ、寝台を備え付けた福祉車両のタクシーがあります。利用を希望される方は、事業所に直接ご連絡ください。

地域	事業所の名称	所在地	電話番号	FAX番号	車イス	寝台	介護 タクシー	共通 タクシー ※2
長岡	あおぞら介護タクシー	下山4-68-6	86-7280	86-7258	○		○	
	旭タクシー(株)	喜多町1019-1	27-5050	27-8585	○	○		○
	(株)エヌ介護サービス長岡センター	中島5-6-29	39-1223	39-1224	○	○	○※1	
	(株)カンコー タクシー部	沖田1丁目232-4	35-0035	34-2448	○	○		○
	相互タクシー(株)	今朝白3-4-1	34-2525	33-2525	○	○	○※1	○
	高和福祉限定タクシー	高畑町616-12	34-5666	89-6080	○	○	○	
	中越交通(株)長岡営業所	千手1-8-10	35-1239	35-1963	○			○
	つばめタクシー(株)	下々条1-507-5	86-0226	86-7447	○	○		○
	長岡タクシー(株)	西千手1-1-7	35-1717	33-9433	○	○		○
	日の丸観光タクシー(株) わくわく長岡	城岡2-7-18	24-8888	24-8808	○	○	○※1	○
	福祉タクシーきたむら	町田町33	37-0001		○		○	
	三越タクシー(株)	柏町1-1-7	35-6161	39-8008	○	○		○
越路	ハートフルもみじ	来迎寺甲2715-1	94-4107	94-4107	○	○	○※1	
寺泊	寺泊交通(株)	寺泊川崎650-1	75-3121	75-3122	○			○
与板	介護タクシーいろは	与板町蔦都683	72-3975	72-2061	○		○※1	
栃尾	秋葉タクシー(株)	栄町2-2-18	52-4141	52-4142	○		○※1	○
	栃尾タクシー(有)	栃尾大町2-13	52-1212	52-0068	○	○	○※1	○
小千谷	小千谷タクシー(株)	小千谷市 本町2-1-6	82-2121	82-0077	○	○		○
見附	(株)みつけタクシー	見附市 学校町1-8-50	62-1500	63-3888	○	○	○※1	○

【地域別 50 音順 R4.4 現在】

※電話番号及びFAX番号の市外局番は、『0258』です。

※1 介護タクシー…介護保険の要介護認定を受けている方が、介護保険サービスとして利用できるタクシーのサービスを提供している事業所。ヘルパー資格を持つ運転手などが乗降時の介助などを行います。利用を希望される場合は、事前にケアマネジャーにご相談ください。

※2 共通タクシー…長岡市内共通タクシー券を利用できる事業所。詳しくは、長岡市ハイヤー協会（事務局：旭タクシー TEL35-8181）へ。

※全ての事業所で『障害者タクシー利用券』を利用できます。2. 障害者タクシー利用券の交付をご覧ください。